

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年7月11日 15時30分ごろ
発生場所	大阪府阪南市淡輪東方沖 下荘港西防波堤灯台から真方位076°950m付近 (概位 北緯34°20.8′ 東経135°13.1′)
事故の概要	水上オートバイ501及び水上オートバイとりとり亭は、共に南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年7月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 501、0.2トン 250-58475大阪、新令設備株式会社 B 水上オートバイ とりとり亭、0.1トン 210-49584大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 左舷船尾部に擦過傷 B 右舷中央部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、また、B船は、船長Bが1人で乗り組み、後部座席に同乗者Bを乗せ、阪南市岬町の貝掛海岸（以下「本件海岸」という。）を出発して遊走後、本件海岸沖合に設けられた消波ブロックの周囲を共に旋回することとした。 A船は、約25km/hの対地速力で、B船は、A船の左舷船尾方約4mで共に南西進中、船長A及び船長Bは、右舷船首方向から北東進中の水上オートバイ（以下「反航船」という。）を認めた。 船長Aは、反航船を回避しようと左転したところ、船長Bは、A船が急に左転したので、どうすることもできず、A船の左舷船尾部とB船の右舷中央部とが衝突した。 同乗者Bは、A船の船体に接触したことにより、右下肢挫創及び右大腿打撲を負った。
分析	A船は、約25km/hの対地速力で南西進中、船長Aが、右舷船首方に北東進する反航船を認め、反航船を回避しようと左転したことから、左舷後方を航行中のB船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、A船の左舷後方を同じ速力で併走しながら南西進中、船長Bが、A船の右舷船首方に北東進する反航船を認め、A船の左舷船尾方約4mを航行していたことから、左転したA船を避けることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船及びB船が併走しながら南西進中、船長Aが、右舷船首方に北東進する反航船を認め、反航船を回避しようと左転し、また、船長Bが、A船の左舷船尾方約4mを航行していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイの操船者は、回頭を行う際、安全に回頭ができるかどうか他の水上オートバイの位置を確認すること。</li> <li>・水上オートバイの操船者は、他の水上オートバイ等が近くを併走している場合、無理に回頭せず速力を減ずること。</li> <li>・並走する水上オートバイの操船者は、他の水上オートバイ等に接近し過ぎることなく、他の水上オートバイが回頭を行った際にも安全に回避することができる船間距離を確保すること。</li> </ul>